

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年6月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルヨシセンター 高松市南新町4番地の6		
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルヨシセンター高瀬店 三豊市高瀬町下勝間字加茂向1647番地1ほか		
変更しようとする事項	大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項		
	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻		
	変更前	開店時刻	午前9時30分
		閉店時刻	午後10時
	変更後	開店時刻	午前9時
	閉店時刻	午前0時	
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯			
変更前	午前9時15分から午後10時15分		
変更後	午前8時45分から午前0時15分		
変更年月日	平成20年5月29日		
変更理由	利用者の利便性向上のため		

2 届出年月日

平成20年5月28日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び三豊市建設経済部商工観光課
縦覧期間	平成20年6月5日（木曜日）から同年10月6日（月曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成20年10月6日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三豊市建設経済部商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ